

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱に基づき理事長が別に定める件について

令和2年6月10日付け2農畜機第1495号

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「要綱」という。）第9の3の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構理事長が別に定める件を、下記のとおりとする。

記

要綱第4の6の（4）に規定する算出結果の公表について、要綱第5の3の規定に基づく積立金管理者からの報告により、当該積立金管理者において十分な額の積立金が確保されていることが確認できなかった場合であって、当該報告のあった月の翌月以降、当該積立金管理者の業務区域である都道府県において、要綱第4の6の（2）の標準的販売価格が同（3）の標準的生産費を下回った場合には、要綱第4の6の（4）に規定する肉用牛1頭当たりの交付金単価に代えて、当該交付金単価に4分の3を乗じて得た額を公表するものとする。